

丹波山国荘の代官設置と三好長尚

馬部隆弘

はじめに

細川晴元が四国から畿内へと進出する契機となった大永七年（一五二七）の桂川合戦では、三好長尚ではなく、子息の長家と政長が軍勢を率いている⁽¹⁾。それから天文九年（一五四〇）に没するまで長尚は晴元方に属しているが、入道しており表舞台ではあまり活動しない⁽²⁾。一方、桂川合戦から程なくして長家が没すると、政長が可竹軒周聡による所領違乱の調停を丹波国人から依頼されている⁽³⁾。したがって、長尚は堺に隠居し⁽⁴⁾、早々に政長が家督を継承したと見受けられる。

その頃の政長は、「晴元御前衆可竹軒・三好神五郎・木沢左京亮」とみえるように⁽⁵⁾、堺にいた晴元の「御前衆」という立場にいる。桂川合戦段階でまだ一四歳だった晴元的意思是、彼らが代弁していたと思われる。その構成は次の事例からも窺える。

【史料1】

一堺方

細川殿（晴元） 聰明殿云

披露状（附所） 恐々

飯尾次郎右衛門尉殿（元運） 供目代、

可竹軒（周聡） 侍者御中
天文二已於堺津一揆被懸打死歟
供目代、
ウラ興福寺

三好神五郎殿（政長）

恐々 供目代、
興福寺

興福寺が堺にいる晴元のもとへ連絡する際には、奉行人の飯尾元運が披露する役割を担い、可竹軒周聡・三好政長・木沢長政にも書状を送っていたことがわかる。そして行間への書き込みから、天文二年に周聡が没し、のちに長政が飯盛山城の畠山在氏（小次郎）を擁立すると、晴元の傍に仕えるのは政長のみになったことがみてとれよう。

以上の経過はよく知られるものの、桂川合戦段階でまだ二〇代だったと思われる政長が、若くして細川京兆家を背負うような立場にいた背景については今ひとつ判然としない部分もある。とはいえ、年齢からして政長個人の能力だけでなく、家としての力量も踏まえてこの地位にいた可能性が高い。したがって、桂川合戦に先立って父長尚がどのような立場にいたのが、初期の晴元権力を評価するうえでも重要な論点となってくる。

なお、長尚については天野忠幸氏も着目しているが、桂川合戦以前の動向については史料も少なくほとんど触れていない⁽⁸⁾。ここで長尚の初見事例だけ補足しておく、永正四年（一五〇七）に兄の三好之長とともに細川澄元に従って四国から上洛しており、大和に侵攻していることが確認できる⁽⁹⁾。翌年に澄元は細川高国と対立して京都を離れることとなるが、天野氏によると、以後の之長と長尚はともに澄元に従って高国と戦ったという。

ところが、その期間に該当する永正一〇年の広橋守光の日記に、高国の治世

下にある丹波山国荘の代官候補として「三好越後」の名が登場する。初見事例以来、長尚が越後守の受領名を用いることから、両者が同一人物であるか否かの判断が必要となってくるが、三好越後の名はあくまでも候補者として登場するのみで、彼の具体的な動向については史料から直接読み取ることができない。そこで本稿では、守護たる細川京兆家と山国荘の關係性を明らかにし、どのような過程で三好越後が代官候補に浮上したのか検討したい。そして、關係者の動向と照らし合わせながら、三好越後と長尚が同一人物であるかどうかを摸索する。

なお、山国荘の研究蓄積は分厚いが、故地に残る史料が多いため荘内で完結する研究がほとんどで、荘外を視野に入れているのは禁裏との關係を分析したものがわずかにみられるに過ぎない⁽¹⁰⁾。そのため、京兆家との關係性を示すことで、山国荘の新たな側面も明るみに出てくるであろう。

一 山国荘代官の契約

1 代官設置の要求

広橋守光の日記には、まず「三善越後」の名で二回登場し、のちに「三好越後」に訂正されて二回登場する。そのため、正しくは三好越後だと考えられる。本節では、前二者の事例から山国荘代官に関する京兆家の主張を整理し、次節では後二者の事例からそれへの朝廷の対応を順にみていく。本章では、これらの作業を通じて、議論のなかに登場する三好越後の關係者を拾い出すことしたい。

【史料2】⁽¹¹⁾

豊田四郎右衛門・長沢三郎衛門、右京大夫為使来云、山国御代官鳥居修理・三善越後半分契約仕処、種々申調処、⁽¹²⁾ 藪無存知由被申間、追失処重入使段不及覚悟、然者前々契約事必可賜候、但代官被相替不及是非由内々申勸修⁽¹³⁾

寺間、可然様可免之由、委細□室町殿甲賀御座之間之事、無披露事可⁽¹⁴⁾。「如何様令談合于勸修寺、重可申由申畢、

永正一〇年（一五一三）四月二七日に、広橋守光のもとへ細川高国の使者として近習の豊田紹貞と中沢秀綱が訪れている⁽¹²⁾。二人は山国荘の代官を鳥居修理と三好越後で折半してつとめる契約を実現させるために動いていたが、四辻季経からそのような契約は知らないと言われたので、武家伝奏の守光を頼ってきたらしい。

禁裏の直務支配下にあった戦国期の山国荘における直務代官は「奉行」と呼ばれ、二人の公卿がその任にあたった⁽¹³⁾。二人体制の当初は白川忠富と庭田雅行で、永正七年に忠富の死に伴って四辻季経に交代する⁽¹⁴⁾。【史料2】の頃は、後掲【史料10】にみえるように、代替わりした庭田重親と四辻季経が「両御奉行」と呼ばれている。したがって、「両御奉行」のもとに新たに請負代官を設置し、鳥居修理と三好越後がその任にあたる契約を結んでいたであろう。その契約に基づいて高国の近習が補任の準備を進めようとしたところ、四辻季経が上述の対応をとったため困惑したようである。

高国の近習たちは、前々から契約していることなのでその履行を強く求めているが、代官候補の交代が命ぜられたら応じるとも、守光の同僚にあたる勸修寺尚頭に対してすでに内々に申し出ているらしい。それに対して守光は、將軍足利義植が甲賀に出兵している間は禁裏への披露は停止しているので、勸修寺尚頭と相談したうえで改めて回答すると返事をした。

【史料3】⁽¹⁵⁾

秉燭之時分參長橋、勸被申入云、右京大夫使戸井田四郎右衛門・長沢三郎左衛門為兩使云、山国之御代官鳥居修理・三善越後半分契約之処、此子細申藪殿処、一向無御存知由被仰、已修理逐電云々、然上ハ見合可生涯之由有一行、其上者不及是非処、又立却而為御代官入部、言語道断之事也、然者■隨見合可遂生涯之処、此子細度々雖申藪無返答、然者御代官被相替

者契約之事堅申披露、不相替者半分事者前々任契状可賜、更不可有緩怠、
肝要御代官就被相替者堅可申付申云々、此子細以長橋兩人申(勸修寺尚頭・広橋守光)、条々
被仰右京大夫事、不申届間不及勅答歟、但又相尋敷前件、子細被仰下歟由
被仰下、前件時宜被仰出者可然歟、殊今明日事者、御上洛公私御沙汰事之間、
未能披露由可申、其由内々御談合可然之由申入而退出、

二日後の四月二十九日に、勸修寺尚頭は東坊城松子を介して【史料2】の案件
について上申した。その内容から、代官候補を替える話が浮上したのは、候補
の一人である鳥居修理が逐電したためということも判明する。しかも、様子を
みて鳥居修理を殺害しよう命じた「一行」もあるという。つまり、鳥居修理
には何らかの嫌疑が掛けられていたようである。そのような立場にある鳥居修
理が、代官として山国荘に戻ってきては問題である。したがって、鳥居修理の
殺害を遂行しようと高国方から四辻季経に何度も働きかけたが、返答がなかつ
たという。代官候補を替えるのであればその旨を高国に披露したうえで適切な
人選をするし、代官候補を替えないのであれば三好越後の分だけでも契約を履
行したいとも高国方は伝えてきていた。

右のような勸修寺尚頭の上申に対して、禁裏からは高国方への回答案が二つ
提示された。一つは現在禁裏への披露を停止しているので勅答もないというも
の、もう一つは四辻季経から事情聴取をしたうえで改めて勅答があるだろうと
いうものである。これに対して尚頭らは、四辻季経への事情聴取がいつ頃にな
るかを高国方に伝えればよいのではないかと意見している。また、義植の上洛
準備で披露ができないと称して、高国方への回答を先延ばしにすることが確認
された。

問題となっている鳥居修理の逐電と、二ヶ月前の二月にみえる「山国今度庄
彈正以下、鳥居二郎(重造)・門(左衛)・同(公儀)・追捕事発端之儀、彼等鳥居修理生涯事、依
露顯如斯被仰付云々」という一件は直接的に関係していると思われる。¹⁶これに
よると、鳥居修理を殺害したという情報が露顯したため、禁裏は庄為景や鳥居

重清らを処分しようである。奥野高廣氏や仲村研氏は以後の動向を見落とし
ているため、鳥居修理はここで殺害されたと誤解しているが、¹⁷実際にはその場
を凌いで逐電したのであろう。この一件に対する禁裏の反応は抹消や欠損によ
りはつきりしないが、鳥居修理を殺害せよとの高国の命があったことをまだ知
らないため、厳しい処分を下したように見受けられる。実際、後になって庄為
景や鳥居重清らの成敗を高国に求めていたことが判明する。

以上のように、高国の力を背景に山国荘代官の立場に推挙されていることか
ら、鳥居修理と三好越後は高国の被官とみられる。また、鳥居修理の殺害を京
兆家から「一行」で命じられたようなので、庄為景や鳥居重清も高国の被官で
ある可能性が高い。列挙される人名の冒頭にいることから、庄為景は山国荘に
おける軍事力の中核にあったとみられる。

2 朝廷の対応

永正一〇年(一五一一)五月一日には、足利義植が上洛を果たす。¹⁸そのため
禁裏では、高国方への対応について議論がなされたようで、五月四日には学問
所にて後柏原天皇からも様々な意見が出された。¹⁹その結果、五月七日に広橋守
光らは高国方に次のように伝えるよう命じられる。

【史料4】²⁰

昨日早朝參長橋、(勸修寺尚頭・広橋守光)勸兩人也、申次、(東坊松子)勾当・大典侍也、先度右京大夫内々
(兼)申、山国事、三好越後・取居修理入道半分契状事有委細、在京中之由載
之歟、所詮正文可召進、又隨見合生涯之事、同一行可召進、就其可被経御
沙汰、兼又鳥居・庄事、度々被仰下、一通不加成敗事以外也、緩怠之由間、
急度被加可喜思食也、於隣郷許容不可然之由、先度使兩人召仰可申由被仰
下、畏存由申入者也、無殊義間、以兩使今日申畢、(中)長沢三郎左衛門・鳥井
田四郎左衛門有右京兆、則対面令申処、今日参会之事有之、令披露重而可
申由也、

まず最初の伝達事項は、契約に「在京中」という文言が入っているかどうかの確認である。京兆家の当主と内衆は在京を原則としていたが、永正四年に細川政元が暗殺され京兆家が分裂して以降は、必ずしもそうではなくなった。在京勢力に属さない者が代官をつとめても違反されるのが目に見えているので、「在京中」限定であるかどうかを確認されたのであろう。と同時に、契約状は正文を提出すべきだと伝えられた。なお、ここで初めて鳥居修理は入道していたことが判明する。

次の伝達事項は、鳥居修理の成敗を命じた「一行」の正文を提出することである。それを踏まえて判断を下すつもりとのことである。これの提出を求めた理由は、続きの記事から次のように推察される。兼ねてより、「鳥居・庄」に成敗を加えるよう禁裏から高国に求めていたが、それがなかなか履行されていなかったらしい。ここでいう「鳥居・庄」とは、二月に鳥居修理殺害未遂が露顕した庄為景と鳥居重清のことであろう。仮に「一行」の存在が事実ならば、禁裏による彼らの処分も変えなくてはならない。そのため、「一行」の正文を要求したのだと思われる。この一例は、高国が庄為景と鳥居重清の成敗権を持っていることも示しており、両者が京兆家被官であることを裏付けている。

後者の伝達事項については、高国方から何らかの対応があったとみえて、五月一五日に改めて学問所で天皇から意見が出されている。⁽²¹⁾そして翌二六日には、禁裏から広橋守光のもとに「山国事者庄・鳥居事可然様仕由御返事也」との知らせが入る。⁽²²⁾禁裏から高国方へ、庄為景と鳥居重清に対して然るべき対処をするようにという返事をするとのことである。後掲【史料5】にもみえるように、禁裏は一步退いて、庄為景と鳥居重清の成敗までは求めない所存のようである。

そして、五月一七日には、豊田紹貞と中沢秀綱が守光のもとを訪れて奏聞の礼を述べるとともに、「案文二通」を持参したので、守光はそれを勧修寺尚頭のもとへ届けている。⁽²³⁾ところが、翌日に尚頭がそれを開披したところ、「年月日」が記されていないので返却し、奏聞はしないということになった。⁽²⁴⁾

【史料4】では正文を要求したものの、高国方は繰り返し案文を渡してきたのである。

【史料5】⁽²⁵⁾

早朝被召仰新黄、仍一昨日令奏聞三好越後契約状之事、以長橋被仰下云、^(初)
^(勸修寺尚頭)
^(六月六日)
二人、此契約状田口筑後案文事不可然、正文早々可進、就其可経御沙汰、
為私内々可申此由、内々被相尋筑後処、一向不存知以前越後等筑後相付仕、
文者相替如何哉、所詮不捧正文者重不可披露之由被仰下、又庄・修理最所
仕契約状事、不可入之由申云々、是元文之間、同可召進之事、又就
■官鳥居・庄兩人成敗事、公家披露間、成敗事者不可申付、今度夜
兩人存知由申川征進事、涯分以前被仰出筋目申付者也、兩人成敗事不披露、
同不可申付由申入歟、所詮公家雖披露、重加成敗者、可被喜思食由被仰
下者也、再往之義有之、此事右京大夫申新中納言者也、拙者相添計也、畏
存由申入畢、

そののちも、学問所にて天皇から再度意見が出されたり、広橋守光と勧修寺尚頭の間でやりとりがなされたりしているが、⁽²⁶⁾その結果、六月六日に守光らは三好越後の代官職に絞ったかたちで奏聞したようである。ということは、高国方はこの間に過去の契約に関する正文を提出したとみられる。

【史料5】には、奏聞から二日後の六月八日に、東坊城松子を介して示された禁裏の回答が記される。まず、四辻家の雑掌である田口筑後に問うたところ、案文ではなく正文でなくては話は進められないと断ったという。過去の契約状についてはすでに正文が提出されたとみられるので、ここでいう案文とは新たに三好越後に絞ったかたちで作成された代官職の請状のようなものであろう。田口筑後に拒否する理由を聞いたところ、渡された案文の文面が正文にて変更されてしまったら困るからだという回答がなされている。よって、今後は正文が提出されなかったら奏聞してはならないと、守光らは禁裏から命じられている。

また、「庄・修理最所仕契約状」は不要だという者もいるようだが、これも今回の契約状の元文となるので、同様に提出が求められた。ここで注目されるのは、当初は「庄」と鳥居修理が代官を半分ずつとめる予定だったが、「庄」から三好越後に代わっていることである。前節でみたように、庄為景は高国の被官で山国荘における軍事力の中核的存在であることから、この「庄」に該当すると考えられる。また、鳥居修理は変わることなく代官候補であることから、二月に修理が逐電する以前には、すでに庄為景は代官候補から外されていたことになる。

一方、庄為景と鳥居重清の成敗については「公家披露」したので、禁裏から成敗を求めるのは見送ることとなった。「公家披露」とは、鳥居修理の成敗を命じた「一行」の正文が届くなどして、庄為景らが高国の命で動いた事実が確認できたため、その旨が公家の間で披露されたことを意味するのであろう。そのため、わざわざ禁裏に披露されることはなかったが、成敗を加えたならば禁裏としても喜ばしいという旨が付言された。

当該期の畿内近国で三好越後が登場する史料は、管見の限り以上の他にない。以後、請負代官に関する史料がなく経過ははっきりしないが、山国荘には奉行の雑掌が連署した年貢請取状が残っており直務支配の継続が確認できることから、⁽²⁷⁾ 請負代官の設置は立ち消えとなったようである。

二 庄家と鳥居家の立場

1 代官設置のその後の展開

三好越後は代官候補として名が出てくるのみで、いずれの史料においても自身の具体的な動向は読み取れない。そのため本章では、同等の立場にある庄為景や鳥居修理などの動向を参考にしながら、三好越後の素性に可能な限り追ってみたい。まず本節では、前章でみた代官設置のその後の展開から、庄家と鳥

居家の立場をより具体的にみておく。そして次節では、山国荘の故地に残された史料から、両家の立場をさらに掘り下げてみていくこととしたい。

永正一〇年（一五一三）六月一七日には再び豊田紹貞と中沢秀綱の両人が広島守光のもとを訪れており、以前渡した案文には間違いがあったので、朝廷側に保管されている案文の文面を確認したいと伝えてきた。⁽²⁸⁾ それに対して守光は、六月二〇日に両者に使者を送り、今更案文をみたいということに疑問を呈し、必要とされるのは正文であり、それがなければ奏聞してはならないと命じられていると回答している。⁽²⁹⁾ このように高国方が正文を提出しないため、代官契約はなかなか前に進まなかった。それどころか、代官設置の動きはここで途切れて立ち消えとなってしまった。その原因は、六月一八日に起こった新たな動きに求められる。

【史料6】⁽³⁰⁾

山国事、以局被仰下、今度以連署三ヶ条地下ヨリ令言上、可令為何様儀各被仰出、委細申付処、如斯「言上一段曲事也、各罷上云々、然者以両使答可被仰下分明有之、不可下由被仰付処、罷下云々、以外之次第、急可召上由被仰下処、^(商朝) 勸修寺痰病以外也云々、然者以青侍兩判之折昏可被召上、其旨可覚悟由被仰下、相判之事雖故障申、堅被仰下間、畏存之由申入畢、」山国荘の地下が、三ヶ条からなる訴状を禁裏に提出してきたらしい。訴状を持参した地下人たちに対して、両使をもって回答するので下向しないように命じたところ、曲事だと叱責されることを察してか下向してしまったという。そのため、地下人を改めて呼び出すよう守光は命じられたが、同僚の勸修寺尚頭が病気なので二人の配下にあたる青侍の連署折紙で召喚することになった。

【史料7】⁽³¹⁾

今度当庄奉行儀訴申条、言語道断無謂次第也、就其可致仰出委細候間、可致在京之由、堅被仰、仰付候処、申御請被罷下候、曲事旨被仰出候、急度可被為参候由所候也、仍状如件、

(永正一〇年)
六月廿日

勸修寺家雑掌

(井家)
顕家

広橋家雑掌

(兼堂)
景俊

山国庄

沙汰人名主百姓中

青侍の連署折紙は、右のような文面であった。ここから、山国庄の地下人たちが訴えたのは「当庄奉行」つまり代官補任を渋っていた四辻季経であったことが判明する。よって、請負代官の設置は京兆家と地下人が協力して進めたいともいえる。

それから一ヶ月の間、山国庄の動きはみられないことから、地下人たちは【史料7】の召喚命令に応じなかったようである。そのため制裁として、七月一日までに禁裏は山国庄の通路を封鎖することを決定し、水陸両面で地下人や材木の移動を遮る段取りが進められる⁽³³⁾。それにあたって動員されたのは、山国庄から京都への通路にあたる小野庄の地下人や大堰川の嵯峨筏問丸などで、京郊における軍事力の中核的存在である京兆家はこれに関与していない。

この封鎖を解除した記事は見当たらないが、それと関わって京兆家から次のような申し入れが立て続けにあった。

【史料8】⁽³³⁾

早朝可令祇候 内之由有局文^(広橋守七) 則令祇候処、山国之事内々以源珍殿、
右京大夫□藏尔被仰処、□川^(香川)・宇津有申子細、庄彈正^(元朝)・鳥井事也、自四辻^(季経)
方被申処、相違之事等也、不能記、希有之事也、

【史料9】⁽³⁴⁾

丹後召景元申云、山国下司・公文御下知之事、未被付之者、先内々召寄彼^(丹後)
等可堅申付、其後又可相付之^(被)、但速於付人者、彼等儀返事可申付之由、
右京大夫被申之由申者也、^(山国)

八月二五日には、高国方から【史料8】のように庄為景と鳥居重清のことに関する申し入れがあった。四辻季経の説明は事実と異なるとのことだが、京兆家の主張にはかなり無理があったようで、「不能記、希有之事也」とされて申し入れの具体的内容は明記されない。また、九月五日になると【史料9】のように山国庄の下司と公文を召し寄せて、訴状への返事を申し付けるようにという高国方からの働きかけがあったこともわかる。つまり、封鎖を解いて、庄為景・鳥居重清や山国庄の地下人たちを許すよう申し入れがあったものと考えられる。そこから遡及して推察するに、請負代官の設置は京兆家と庄為景・鳥居重清、そして地下人たちが連携しつつ進められていたように見受けられる。それに対して禁裏は、彼らを救済して封鎖を解くのと引き換えに代官契約を白紙に戻すことを要求したため、以後この案件は守光の日記からみえなくなるのであろう。

高国方がこのような働きかけをしたのは、【史料8】にみえるように香川元綱と宇津元朝から提案がなされたためであった。京兆家分国にて有力内衆が荘官レベルを編成する際には、京兆家の被官としたうえで自らの寄子として編成する⁽³⁵⁾。すなわち、香川元綱と宇津元朝が庄為景と鳥居重清の身上を慮っているのも、寄親寄子の関係にあるからであろう。宇津家と鳥居家は近い関係にあるため、香川元綱と庄為景、宇津元朝と鳥居重清がそれぞれ寄親寄子関係にある⁽³⁶⁾と考えられる。その推測が正しければ、庄為景が代官候補から外された際の代わりの人物は、香川元綱が推挙した可能性が高い。となると、西讃の守護代にあたる香川元綱と三好越後は、四国という縁で繋がっている可能性も指摘できよう。

2 京兆家被官化と荘官化

山国庄の主たる荘官は、大柚方の公文鳥居家・下司比果家、そして棚見方の公文窪田家・下司水口家の四家で構成される。そのうち、永正一〇年(一五二三)

段階に公文をつとめていた鳥居家惣領は鳥居康清である。康清の仮名は太郎なので、⁽³⁷⁾鳥居修理の殺害計画に関与していた「同□□□□」^(本脚)は同一人物である可能性もある。また、同じく殺害計画に関与した鳥居重清は鳥居北を称す庶流である。⁽³⁸⁾鳥居家には他にも庶流がみられることから、⁽³⁹⁾鳥居修理もその一つと考えられる。惣領家が京兆家に送り込んだのか、あるいはそれぞれが独自に動いたのかは不明ながら、いずれにしても京兆家被官となったことで成長を遂げたのは間違いない。

一方、鳥居修理殺害計画の中心的存在で、山国荘における在地武力の中核と見受けられる庄為景も、京兆家被官と考えられる。以下では、山国荘における庄家の立場の変化に注目することで、京兆家の被官となった時期について推測しておきたい。

山国荘に残された中世の年代が記された文書には、荘官が連署するものが多数ある。⁽⁴⁰⁾それらのうち庄家が登場して以降のものを挙げたのが【表1】である。また、それ以外で庄家が登場する中世の年代を記した文書を整理したのが【表2】である。以下、ここから引用する際は「1」のごとく表記する。

荘官連署のうち最も古い年紀を持つ「1」は、肩書に「同」とあるが、具体的に何を指しているのかは不詳である。続く「2」および「6」は、偽文書である可能性が高い。⁽⁴¹⁾この二点に挟まれた「3」から「5」は、それ以前の通例と同じ四者による連名である。したがって、確実なかたちで荘官として庄家の名が登場するのは、「7」からといえる。以前、京兆家の発給文書を分析した際に、細川勝元段階の応仁年間と細川政元段階の延徳年間の二度の画期を経て、地下宛てのものが拡大していく様子を確認したが、⁽⁴²⁾庄家の荘官化を示す「1」と「7」もそれと時期的に合致する。このことは、庄家の荘官化と京兆家被官化も連動している可能性を示唆する。

「7」からは、棚見方の「津領」という肩書も判明する。この津領について、黒川正宏氏は筏士の統制・用材の集散・津場の管理・役士による御貢料搬出の

【表1】中世の年紀を持つ庄家登場以降の荘官連署

番号	年月日	名前	典拠
1	寛正4 (1463) .10.27	同庄三郎左衛門・下司三和為清・同刑部為重・公文紀為久・公文身人清重	山100
2	応仁2 (1468) .11.11?	シヤウ久景・ヒカ為清・トリイ清重・クホタ久清・ミナクチ千福丸	山197
3	文明3 (1471) .12.2	窪田清久・鳥居清重・比果為清・政所横大路重永	黒302
4	文明11 (1479) .3.16	窪田清久・鳥居清重・水口重清・比果為清	* 1
5	文明14 (1482) .7.5	棚見公文窪田三河守清久・大袖公文鳥居左衛門尉清任・棚見下司水口左衛門尉重清・大袖下司比果大和守為清	黒662
6	延徳4 (1492) .7.19?	山国惣庄窪田炎房丸・鳥居左衛門尉清佳(任)・水口左衛門尉重清・比果大和守為清・鳥居河内守清重・久保掃部・大西後掃部	* 2
7	明応3 (1494) .12.17	棚見方津領久景・大袖方同清重・棚見公文清正・大袖方公文清任・棚見方下司重清・大袖方下司為重	山108
8	明応6 (1497) .4.22	庄久京(景)・鳥居北重清・久保田清正・鳥居清任・水口重清・比果為重	山165
9	明応6 (1497) .4.22	庄久景・鳥居北重清・窪田清正・鳥居清任・水口重清・比果為重	山336
10	明応9 (1500) .12.12	庄彈正為景・窪田三河守清久・鳥居太郎左衛門清任・水口清重・比果次郎左衛門為重	山134
11	明応9 (1500) .12.12	庄彈正為景・窪田三河守清久・鳥居太郎左衛門清任・水口清重・比果次郎左衛門為重	黒305
12	永正8 (1511) .12.3	棚見方公文景親・大袖方公文康清・棚見方下司重清・大袖方下司為清	山5
13	永祿9 (1566) .4.18	棚見下司重則・大袖下司為長・棚見公文康信・大袖公文清重	山45
14	天正4 (1576) .12.6	大袖座中比賀弥五郎為長・鳥居彦五郎・森下又四郎・西治郎	黒707

註1) 典拠の山は『丹波国山国荘史料』、黒は『丹波国黒田村史料』の史料番号。* 1は大貫茂紀・高島良太・柳澤誠「丹波国山国荘鳥居家文書の中世文書一名職・田地関係文書」(『中央史学』第37号、2014年) 2号で、ほぼ同文のものが黒661にある。* 2は『京都近郊山間村落の総合的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者坂田聡、2003年)のうち春日神社文書(黒田宮) 1号で、写が山158にある。

註2) 年代や内容が疑わしいものには年月日に?を付した。

註3) 一部写真にて修正を加えた。

指揮監督業務を行っていたと推測しているが、【表1】のうち内容が筏や津に関する文書は「7」のみなので、語源としてはそうかもしれないが、業務の実態は乖離している可能性が高い。「8」や「9」で庄久景を含んだ連署する六人のことを「沙汰人中」と呼称していることから、その一員とみるべきであろう。

また、「7」からは、大杣方にも津預が設置されていることがわかる。六人が連署する「8」で新規に参入しているのが鳥居北重清であることから彼は大杣方の津預で、「7」で大杣方津預を称している清重も鳥居家の者と思われる。なお、途中から鳥居北家が連署しなくなるが、その理由ははっきりしない。ただ、後任が用意されないことから、津預が必要不可欠の役職ではなかったこと、あるいは伝統的な役職ではなかったことを指摘しうる。林業を主産業とする山国庄において、業務としての津預は不可欠と思われるにも拘わらず、荘官としての津預は一時的にしか存在しない。ここからも、便宜的に津預の呼称が用いられただけで、やはり業務の実態は語源から乖離していたと考えられる。

「1」の庄三郎左衛門は、「C」の庄三郎久景や「E」の庄三郎右衛門久景と同一人物と思われる。「左」と「右」で表記のブレがみられるが、「P」に庄三郎右衛門がみえるので、「右」のほうが正しいのではなからうか。また、「8」と「9」の庄久景も同一人物であろう。そして、その直後の「10」と「11」では、庄彈正為景が跡を継承している。

右を最後に庄家が荘官連署に加わることはなくなる。ただし、永正八年の「12」に名がみえないのは、後述するように同年の船岡山合戦後に庄家が一時的に立場を悪くしているためではないかと推察される。また、それから永禄九年（一五六六）までは連署そのものが残っていないだけで、荘官としての立場はしばらく維持したのではないかと思われる。なぜなら、大永四年（一五二四）の「J」では、「津預り給」などを相続していることが確認できるからである。おそらく、それ以後に細川高国もしくは細川晴元の没落に巻き込まれて弱体化

【表2】中世の年紀を持つ庄家が登場する文書

番号	年月日	名前	典拠
A	永享7 (1435) .3.6	庄兵衛允幡磨為景	山314
B	文安6 (1449) .2.12	莊又五郎	黒684
C	康正2 (1456) .2.29	庄道林・庄三郎久景	山317
D	寛正6 (1465) .11.15	庄源三兵庫	山323
E	応仁元 (1467) .10.1	庄三郎右衛門久景	山326
F	文明3 (1471) .2.23	庄又太郎兵庫	山328
G	永正3 (1506) .2.2	庄又次郎行景	黒689
H	永正3 (1506) .3.19	庄四郎	黒690
I	大永4 (1524) .2.13	庄備後守久景・庄亀鶴	黒714
J	大永4 (1524) .2.13	庄備後守久景・水口亀鶴	黒715
K	天文9 (1540) .4.3 ?	庄備後守	山350
L	天文19 (1550) .5.- ?	庄備後介成高	山351
M	永禄2 (1559) .12.吉	庄	山39
N	永禄4 (1561) .6.25	庄忠兵衛	黒705
O	元亀2 (1571) .9.吉	庄四郎左衛門・庄備後守・庄大炊助・庄三右衛門・庄三左衛門・庄源十郎	山338
P	元亀2 (1571) .9.吉	庄大炊助・庄備後守・庄忠兵衛・庄三左衛門・庄又三郎・庄三郎右衛門・庄久助	山339
Q	元亀2 (1571) .9.吉	庄三左衛門・庄備後守・庄大炊助	山340
R	天正3 (1575) .11.吉	庄忠兵衛	山57
S	年月日未詳	庄三郎兵衛・庄大炊	山120

註) 典拠等は【表1】に同じ。

していったのではなからうか。

それを踏まえると、庄家と鳥居北家が津預として荘官に新規参入できた要因は、やはり京兆家被官になったためと推察される。このように京兆家の被官となることで荘官層が成長する事例は、丹波国内の他領でも確認できる。例えば、近衛家に仕え家領の宮田荘で預所をつとめていた進藤氏の一族が、京兆家の被官として力を付けて、周辺の東寺領大山荘で代官をつとめるようになっていく⁽⁴⁴⁾。また、幕府御料所の桐野河内村では、一五世紀末から一六世紀前半にかけて、高屋繁久・高屋将監・高屋忠清などが公文をつとめていた⁽⁴⁵⁾。その一族と思われる高屋宗右衛門尉が、永正二年に細川政元から、世木村一円・大谷村一円・桐野河内村惣下司職などを本領として安堵されている⁽⁴⁶⁾。鳥居家同様に公文本人はそのままの地位にあつて、一族が京兆家被官化して急成長を遂げるのである。

そして、「山国鳥井二郎左衛門松茸・柿等進之」とみえるように、鳥居重清は公家の三条西実隆とも付き合いを持つようになる⁽⁴⁷⁾。鳥居重清が実隆のもとを訪れる時期は、永正八年から大永四年にかけてなので、高国が京都で実権を握っている時期に該当する⁽⁴⁸⁾。ここから、鳥居重清は高国段階に大きく躍進したのではないかと考えられる。代官は在京が条件とされたことから、畿内近国に本貫地がなさそうな三好越後は高国とともに在京していたと思われるが、山国荘出身の京兆家被官は鳥居修理の襲撃が山国荘で謀られたように荘地を拠点としたままであった。そのため、鳥居重清のように、京都と荘地を往復するような存在形態をとるようになったと推察される。

京兆家の被官となり武装化を進めていた様子は、次の一例からも窺える。山国荘民による禁裏の警護は、大永七年二月の桂川合戦の直前が初見である⁽⁴⁹⁾。この合戦で高国は京都を追われることとなってしまいが、時期的にみて高国のもつて武装化を遂げていた様子が窺えよう。また、その三ヶ月後にも山国荘民が禁裏の警護に訪れているが、その代表者は後日に礼銭を持参した「山くにの⁽⁵⁰⁾とり井」だと思われる。ここまでの動向からみて、「山くにの⁽⁵⁰⁾とり井」は惣領

の鳥居康清ではなく、鳥居重清ではないかと推察される。

庄為景に代表されるように、京兆家の被官となることで地位の向上を図ると、荘官の座に留まることなく、京都との関係を持つことで代官にまで地位を高める可能性も秘めていた。しかし、山国荘外まで幅を利かせるような存在にはならなかった。したがって、それと同等の三好越後は、高国にさほど重用されているわけでもなさそうである。この時期の三好長尚の動向が不詳だったのは、そのためかもしれない。

三 三好長尚と一族の動向

1 三好越後が代官候補となつた理由

前章では、立場を同じくする庄家や鳥居家との対比から三好越後の地位を想定してみた。最後となる本章では、三好越後本人や長尚一族の動向を総括的に捉えることで、三好越後と長尚が同一人物であることを論証したい。先述のように、当初の契約では、庄為景と鳥居修理が山国荘の代官候補となっていたが、のちに為景から三好越後に交代する。本節では、その理由について検証する。そして次節では、細川高国のもとにおける長尚やその一族の動向を可能な限り復元したい。

【史料10】⁽⁵¹⁾

庄又四郎畏言上

右子細者、去年八月廿四日、舟岡山御かつせん被得勝利、御敵ほつらくの間、おちう人をあいかむる折ふし、あくる廿五日伊勢左京亮・同右京亮⁽⁵²⁾当庄江御下候之処二うすはいと申所にて不慮二出合申候へハ、ひらにたのむ⁽⁵³⁾承候間、難去存たのまれ申、山國中無事二御共申候之処、⁽⁵⁴⁾致他所方々郷民共致狼籍候、かいふん其扱仕候へ共、他所といひ、大勢といひ、不及力次第候、然二拙者於当座無在働忠節無比類候之間、既二御内書を被成

申候て、可有御褒美之由、(伊勢貞泰・貞遠)兩京兆直二被申子細被^(一)子細にて候つる、

いかゞ被成申候哉、為 上意其科ある様二被仰出候、不便至極候、殊二狼籍候在所露頭候て、取物以下被召返上者、我々ニとかく被仰懸事、(借)覚語之(借)外之由雖申上候、不被^(二)可被及御糺明、其由被仰出候、可罷出儀二被披聞食之様二御 奏聞候てあんとの思をなしくたされ候ハ、可忝存候、此旨可預御披^(三)者也、仍言上如件、

(永正九年)
五月一日

(奉書)
四辻殿

(奉書)
庭田殿 兩御奉行所

広橋守光は、右の申状に続けて後柏原天皇女房奉書を写しており、【史料10】の発給者を「山く(四)にのく御人庄の又四郎」としている。奥野高廣氏や仲村研氏は「庄彈正又四郎」と称すように、ここまでみてきた庄為景と庄又四郎を同一人物とみているが、(借)明応九年(一五〇〇)の「10」や「11」で庄久景から為景に代替わりしたばかりであることや、庄又四郎が供御人の立場を貫いており京兆家を通じて訴訟することがないため、別人と思われる。ただし、【表2】をみてわかるように庄家の人物は仮名で「又」を好んで用いることから、庄又四郎は庄為景に近い一族と思われる。

【史料10】によると、庄又四郎は永正八年(一五一一)の船岡山合戦後、落武者の搜索をしていた幕臣の伊勢貞泰・貞遠と偶然出会うと、二人に頼まれて山国荘内を同行していた。その道すがら、山国荘を出たところで方々から集まってきた郷民に狼藉されたという。女房奉書に「いせのさ京(左京)のすけ(右京)うきやうのすけ兩人」「らうせ^(五)人^(六)と心をあはせ候よし、むろまちとのへ申なし候」とみえたり、「於山国失物事伊勢左京亮・右京亮申」とみえたりするよう(53)に、又四郎と郷民たちがあらかじめ示し合わせたうえで追い剥ぎをしたと、伊勢貞泰・貞遠は幕府に訴え出たようである。

それに対して【史料10】にて庄又四郎は、狼藉の際にその場を凌いだ功績を

伊勢貞泰・貞遠に讃えられ、いずれ將軍の御内書を用意して褒美を贈る旨を直に言われた過去もあると主張する。伊勢家の人物ともども知り合いとみられるような家柄で、御内書を受給しうる地位にある点からも、庄又四郎を庄為景の近親とみることが補強できよう。また、追い剥ぎをした郷民たちの在所も露頭して、取られた物も返されたという。五月二五日付の女房奉書によると、山国荘に西接する弓削荘や山国荘の枝郷小塩の者たちが、奪ったものをすでに返却しているようである。(54)しかし、伊勢家側が一月一三日以前に失物注文を作成しているように、まだ戻ってきていないものが残されていた。(55)

【史料10】以後、庄又四郎の出頭を求める幕府側と、彼を保護しようとする朝廷側でしばらく押し問答が続く。(56)埒が明かなくなってきたので、一月になると幕府側は庄又四郎と一体となって地下人が緩怠していると称し、山国荘による材木商売の停止をほめかしはじめた。(57)ただし、一月二二日には失物の請取状が発給されており、以後この一件の記事はなくなるので解決した模様である。

以上の点を踏まえて、三好越後をはじめとした代官候補の人事について、経緯を復元的に考察しておきたい。まず、庄為景が代官職補任を約束されたのは、時期からして船岡山合戦後における論功行賞の一環である可能性が高い。船岡山合戦前に細川澄元勢が京都に迫ってくると、足利義植や細川高国等は山国荘に程近い宇津に退いている。(58)庄為景と鳥居修理が揃って代官職を約束されていることや、宇津氏と鳥居氏の関係が深いことから、ここで高国勢を支援したことが高く評価された可能性も考えられよう。また、高国方は、船岡山合戦前後の騒動において山国荘の保全を図ったことを口実に、禁裏に対して請負代官の設置を要求したのかもしれない。

ところが、のちになって近親の庄又四郎に追い剥ぎの疑惑が出てきたため、庄為景の権利は三好越後に移ったと推察される。ということは、三好越後も船岡山合戦に関係して何らかの功績をあげたとみるのが自然であろう。

なお、奥野高廣氏は、伊勢貞泰・貞遠を襲撃した真犯人は鳥居修理で、それが判明したため、又四郎から弾正に改称した庄為景が鳥居修理を殺害したと想定している。しかし、先述のように又四郎と為景は別人と思われるうえ、鳥居修理は殺害されていない。また、鳥居修理が真犯人であれば、庄又四郎はそれを主張することで咎を免れようとするはずだが、そのような主張は一切みられない。当初は庄又四郎に謝意を示していた伊勢貞泰・貞遠がのちに心変わりしていることから、何者かが又四郎を貶める讒言をしたようである。そして、庄又四郎に関する一件が落着いた頃に、讒言の主が鳥居修理だと露顕したのではなからうか。その讒言によって荘内における立場を後退させた庄為景が、勢力を取り戻すために鳥居修理の罪状を高国に説明して、成敗することを打診したとみると全ては整合的に理解できる。

2 一族の動向からみた長尚の立場

永正五年（一五〇八）に細川澄元が京都から退くと、三好之長・長尚兄弟もそれに従ったというのが長らく通説となっていた。しかし、以前も指摘したように、永正八年の澄元による第二次上洛戦に之長は従わず、高国方に属して阿波守護細川家の知行がある備前児島方面に進軍している。阿波にいた之長が、何の縁もなく突然高国方に属すとは考え難いので、船岡山合戦以前から高国方に属して在京していた長尚を介して立場を変えたとみると自然である。そうだとすれば、長尚は澄元方の戦力を大幅に削いだ立役者ということになり、船岡山合戦後には論功行賞の対象となったに違いない。

さらに注目したいのは、永正八年七月一日付で阿波の阿佐氏らに対して送った香川元綱の書状末尾に、「猶委細三好筑前守可被申候」とみえることである。⁽⁶¹⁾このような三好之長と香川元綱の関係は、之長が長尚と元綱を介して高国方に属したため生じたと考えられる。つまり、前章で推察した長尚と元綱の関係性は、これにて裏付けることができる。

長尚の長子である長久も、わずかながら動向が判明する。

【史料11】⁽⁶²⁾

尚々自余之引懸に者成間敷候、

就田地之儀、先度申候処、御領掌之段祝着申候、然者御結鎮銭之請取、此使者二渡給候者可為本望候、恐々謹言、

三好新五郎

二月十五日

長久（花押）

賀茂惣中

参

長尚の長男である長久は、賀茂社の境内六郷のなかに田地を所持していたようで、賀茂社から賦課された御結鎮銭を支払っている。⁽⁶³⁾すなわち、この段階の長久は、京都周辺で平常生活を送っていたということになる。従来の通説に従えば、そのような状況は永正五年しかありえないことになるが、上洛直後の初度の御結鎮銭を長尚の代理で長久が支払うのもやや違和感がある。

永正一七年の澄元による第三次上洛戦には、之長と長久も同調するが、二人とも京都にて敗死する。⁽⁶⁴⁾之長の享年は六三歳とされるので、長禄二年（一四五八）（一五四〇）に没する直前まで活動している。⁽⁶⁵⁾兄之長とは多少年齢が離れりとみたほうがよい。となると、永正五年段階に長尚の息子が京都周辺で文書を発給するのは、やや早すぎて無理があるように思える。

したがって、【史料11】の年代は、長久が没した永正一七年をさほど遡らないのではないかと考えられる。長久の発給文書が右の一点のみしか残らないことから、長久は文書発給を始めてから程なくして没したのであろう。以上の点から、永正一七年以前の長尚・長久父子は、高国方に属して在京していたとみられる。以前も指摘したように、第三次上洛戦はそれまでの上洛戦よりも順調に進められたが、⁽⁶⁶⁾その要因として長久が京都で手引きしていた点も新たに追

加できよう。

それと関連して注意したいのは、永正一七年の第三次上洛戦における長尚の動向である。ここで長尚が澄元に同調したとする史料は、わずか一例のみしか確認できない。それは四国勢に裏切られて五月五日に京都で孤立した軍勢を「三好親子・弟(三好長尚)・海符等」と表現するものだが、直後の切腹する段になると、之長ら「親子三人」と「筑前カ弟ノ三好越後ト申者ノ子」という表現に変わっている。⁽⁶⁷⁾別の史料では、五月五日に孤立した軍勢を「三好筑前守・同子兩人孫四郎并芥河・三好越後子新五郎、以上四人」とすることからも、之長と同陣したのは長久のみで、長尚は行動をともしなかつた可能性もある。

その点を確認するために、大永七年（一五二七）二月の桂川合戦前後における三好長尚の動向をみておきたい。天野忠幸氏は、長尚・長家・政長の三者が桂川合戦を経て京都を制圧したと指摘する。⁽⁶⁸⁾その根拠の一つは、前年一二月の「十三日に阿州より先陣に典厩(細川元忠)・和泉守護殿・三好越後守子息左衛門尉(佐)・同弟(政長)神五郎・川村・淡路国衆、諸浪人衆境津へ着給ふ」という記事と思われるが、続きに「三好左衛門尉・同弟神五郎大将として、同二月九日境を立て同十一日山崎へつく」とあるように長尚は出陣していない。⁽⁷⁰⁾一二月の記事における長尚は、長家・政長兄弟の血統を説明するためにその名が引用されただけであろう。その証拠に、桂川合戦時に大山崎で発給された禁制も、長家・政長二名のみのものである。⁽⁷¹⁾

ただし、長尚が上洛してきたとする史料は、それ以外にも存在する。例えば、鷲尾隆康や巖助は、上洛してきた軍勢のなかに「三好越後」の名をあげている。⁽⁷²⁾しかし、二人が残した記録には、四国勢の中心となった長家と政長の名がどこにも出てこない点に注意が必要である。そこで参照すべきは、山科言継が同じく上洛勢のなかに「三吉越後・同弟」の名を連ねていることである。⁽⁷³⁾兄弟と認識していることから、ここでいう「三吉越後」は三好越後守家の嫡子にあたる長家で、「同弟」は政長を指しているのであろう。つまり、一連の事例は、

長家を「三好越後」とする誤説が当時の京都周辺に広まっていたことを示唆している。

それに対して、長家と政長が布陣した大山崎からみて淀川対岸にあたる八幡には、二人のことを「三好越後子兩人」とする正しい情報が伝わっている。⁽⁷⁴⁾単に距離が近いというだけでなく、長家の発給文書を獲得しているのも、八幡に正しい情報がもたらされた要因の一つであろう。

この時期の長尚の動向で注目されるのは、大永六年一二月二日に東大寺法華堂領である摂津長洲荘の代官職に補任されているという事実である。⁽⁷⁶⁾従来は、先鋒として堺に渡海してきた長尚が補任されたと考えられてきた。⁽⁷⁷⁾しかし、四国勢が堺に上陸したのは先述のように一二月一三日のことで、「欠郡中嶋へ陣取といへども、とかくして年くれにけり、明る大永七年丁亥正月中は双方共に勢づかひなし」という状態である。⁽⁷⁸⁾その他の公家の日記をみても、堺や中嶋の不穏な様子は伝わってくるが、大永六年のうちは通常の生活を送っており、荘園支配の危機が訪れているようには見受けられない。このように、なお高国方の支配が続く状況下で、畿内に進出してきたばかりの者に代官職を補任するであろうか。高国方の人物でありながら、仮に晴元方が勝利しても立場を維持できそうな長尚だからこそ、このタイミングで代官職の白羽の矢が立ったとみるべきであろう。

以上のように、三好長尚は一貫して高国方の立場を維持していた可能性が高い。よって、晴元権力下では政長に家督を譲って隠居せざるを得なかったのであろう。おそらく、長洲荘の代官職も早々に失ったと思われる。なぜなら、三好長慶の内衆筆頭にあたる三好連盛が天文三年（一五三四）に晴元方を一時的に離反した際、仲介した木沢長政が帰参の見返りとして長洲荘の代官職を用意しているからである。⁽⁸⁰⁾

本節の検討から導き出された右の結論を踏まえれば、山国荘の代官候補として登場する三好越後は、長尚とみて間違いなからう。そして、長尚が高国権力

下で培った経験や人脈、あるいは被官などは政長に受け継がれたはずである。だからこそ、政長は若くして「晴元御前衆」に抜擢されたといえよう。

おわりに

永正五年（一五〇八）に細川澄元が京都から退くと、三好長尚は細川高国方に転じて在京するようになる。その始まりがいつかははっきりしないが、永正八年の澄元による第二次上洛戦までには高国方に属していた。長男の長久も長尚と行動をともしていたが、永正一七年の第三次上洛戦にて澄元方に鞍替えする。それに対して長尚は、大永七年（一五二七）の桂川合戦に至るまで高国方に属していたとみられる。

以上を踏まえると、長尚三男の政長は幼少期を畿内で過ごした可能性が高い。そして、兄の長家とともに桂川合戦を前にして晴元方に属したこととなる。以後の政長は、丹波に地盤を持ち高国方から晴元方に鞍替えした柳本賢治らに近い立場をとるが、これも畿内で幼少期を過ごしたことと無関係ではあるまい。配下の多くが四国勢で占められる晴元にとつて、軍事的な面においても政治的な面においても畿内で生き抜くには、数少ない畿内に精通した人物が頼りになつたはずである。もともと畠山家内衆だった木沢長政が抜擢された背景は、そこにあつたといつてよからう⁽⁸²⁾。また、可竹軒周聡も中坊堯琛などを介して、京都と強い繋がりを持っていた⁽⁸³⁾。ここに本稿で明らかにした政長の出自を加味すると、御前衆の編成は、晴元権力を畿内で円滑に機能させる点に眼目をおいていることがより明瞭となる。

澄元による第三次上洛戦時の長尚と長久のように、あるいは桂川合戦時の長尚と長家・政長兄弟のように、一族で対立する異なる陣営に属する事例は、京兆家の分裂抗争においてはあまり知られていなかった。それゆえに、長尚は澄元・晴元父子に一貫して従つたと誤解されてきたのだと思われる⁽⁸⁴⁾。しかし、筆

者が分析した今村家や山中家のように、親族で両陣営に属するという事例はしばしばみられる⁽⁸⁵⁾。家の存続を図つてこのような対応をとることは、さほど珍しいものではなかつたのであろう。

また、本稿では、京兆家との関係という視点から山国荘の荘官構成について捉え直した。その結果、京兆家被官化を遂げることで荘官層に新規に参入するという動きや、さらに地位を上昇させていくという動きを把握することができた。荘園の故地に文書が豊富に残るからこそ明らかにしえたことだが、おそらく京兆家の影響力が及んだ他の荘園でも同様の現象が起こつていたものと考えられる。

その点は、高木純一氏が分析した京郊の上久世荘における京兆家被官化の事例と照らし合わせると明瞭となる⁽⁸⁶⁾。高木氏の成果について、本稿と関わる範囲で要点をまとめると次のようになる。

- ① 時期：一六世紀に入つて侍衆の被官化が急速に展開する。
- ② 要因：侍衆内部の競合関係のなかで被官化を選択する。
- ③ 媒介：そのため各々が任意の京兆家内衆と結び付く。
- ④ 関係：ただし京兆家内衆とは与力関係で京兆家被官として一律で把握される。

本稿でみた山国荘でも、①一五世紀末あたりから本格的に被官化が始まつていた。そして、②代官候補となつた庄為景と鳥居修理の間で対立がみられ、③香川元綱や宇津元朝など寄親寄子関係を結ぶ京兆家内衆は区々であつた。しかし、④成敗権・命令権など被官としての支配権は細川高国が握つていた。両荘の間には一定の距離があるうえ、京兆家分国に所在する山国荘とそうではない山城の上久世荘という条件の違いがありながらもここまで状況が一致するの、右の四点は他の荘園にも普遍的にみられる現象だったのではなからうか。そのほか、京兆家だけでなく、被官化を遂げた荘官層や地下人までが一体となつて請負代官の設置を進めようとしていたことも注目に値する。もちろん、

庄又四郎と禁裏の関係がそうであったように、状況によっては従前通り地下人は莊園領主と連携して、武家と対峙することもあった。筆者は以前、一六世紀に入ると武家と地下の裏交渉によって、莊園領主に対して年貢を忌避する新たな方向性が生じると指摘したことがある⁽⁸⁷⁾。そして、それがさらに進展すると、莊園領主・武家・地下の三角関係を経て、武家による地下の直接的支配に変化していくとの見通しも示した。本稿でみた武家被官化の動きは、その一階梯に位置づけられよう。

そして、右のような被官化の動きは、山国莊の故地に残された史料を読解するうえで、今後は重要な前提になってくると思われる。事実、そのような前提のなかった従来の山国莊研究では、被官化の動きのなかで最も成長を遂げたはずの庄家の存在がほぼ捨象されてきた。こうした研究状況に至った要因は、他の莊官家と異なり、庄家が山国莊に残る由緒書にほとんど登場しないことにも求められよう⁽⁸⁸⁾。これはとりもなおさず、京兆家の衰微とともに庄家の勢力が後退して以降に、それらの由緒書が作成されたことを意味している⁽⁸⁹⁾。

その一方で、偽文書の「2」には庄久景が登場する。これは、偽文書とはいえ連署部分の原本にあたるような同時期の莊官連署状が存在していた可能性を示唆する。疑わしさのなかにも真実が含まれる類例として、料紙などに不自然な点が含まれる「10」について、岡野友彦氏は改竄の動機は見当たらないので偽文書と断じることができないとしている⁽⁹⁰⁾。その点は、のちに忘れられゆく「庄彈正為景」の名が、「10」に含まれることから補強できよう。

註

- (1) 「細川両家記」大永七年二月九条・一三日条（『群書類従』第二〇輯）。
- (2) 没年は『天文日記』天文九年六月一日条による。なお、長尚の発給文書は三通のみしか伝わらない。最も古いのは、長洲莊の代官を務めていた大永七年頃のものである（宝珠院文書〔戦国遺文三好氏編〕二二〇二号、以下『戦三』二二〇二と略）。残

り二通は、天文元年と翌二年に比定されており、後者では入道していることが確認できる（『開口神社史料』第一卷一九号〔戦三』一〇二〕・護国寺文書四九号〔兵庫県史』史料編中世一・『戦三』一〇四）。

- (3) 拙稿「丹波片山家文書と守護代内藤国貞」（『大阪大谷大学歴史文化研究』第一九号、二〇一九年）。長家の死については、「細川両家記」大永七年二月一日条。

- (4) 長尚の居所については、『春日大社文書』八六二号。晩年の動向については、『天文日記』天文五年二月一日条・『鹿苑日録』天文六年二月十七日条や、拙稿「天文七年の山城下郡段銭と三好政長」（志賀節子・三枝暁子編『中世の収取構造と段銭』勉誠出版、二〇二二年掲載予定）を参照されたい。

- (5) 「細川両家記」享祿四年条。

- (6) 「蓮成院記録」天文二年正月条（『多聞院日記』五）。

- (7) 前掲註（3）拙稿で指摘したように、桂川合戦段階の三好政長はまだ諱を有していないので若年だが、そこで紹介した政長の生年を永正五年（一五〇八）とする近世の説については次の点から検討を要する。政長の跡は政勝が継ぐが、国立歴史民俗博物館蔵「活套」（『田中稜氏旧蔵典籍古文書目録』国文学資料一〇五号）に掲載される「心月宗正童男肖像」の賛によると、天文三年（一五三四）に一三歳で早世した政勝の兄がもともと嫡子であった。永正五年生まれだと大永二年（一五二二）に嫡子を儲けるのは無理があるので、政長の生年は永正初年あたりとみておきたい。

- (8) 天野忠幸「長尚流三好氏の動向」（同『増補版戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一五年、初出二〇一三年）。

- (9) 『多聞院日記』永正四年一月一三日条・一八日条・二二日条。

- (10) 村上純一「山国地域の文書と社会」（坂田聡編『古文書の伝来と歴史の創造』高志書院、二〇二〇年）。

- (11) 『守光公記』永正一〇年四月二十七日条。

- (12) 拙稿「細川高国の近習とその構成」（拙著『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一五年）で論じたように、豊田紹貞は高国の馬廻、中沢秀綱は高国の奉行人である。拙稿「細川高国の近習と内衆の再編」（同上、初出二〇一五年）で述べたように、恣意的な行動を防ぐために高国は彼ら近習を複数名で行動させるようにはしていた。拙稿「細川高国の近習とその構成」で紹介したように、秀綱の先代にあたる中沢泰綱と紹貞は行動をともにしているので、『史料2』ではその関係を踏襲しているとみられる。

- (13) 桜井英治「三つの修理職」（『遙かなる中世』第八号、一九八七年）。岡野友彦「修理

- 職領から禁裏領へ」(坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九年)。
- (14) 『実隆公記』 永正七年四月一四日条。
- (15) 『守光公記』 永正一〇年四月二九日条。
- (16) 『守光公記』 永正一〇年二月二六日条。人名比定は、後掲【表1】および柳澤誠「鳥居家譜の成立」(前掲註(13) 坂田編書)による。
- (17) 奥野高廣「皇室御経済史の研究」(畝傍書房、一九四二年)八八頁。仲村研「丹波国山国荘の名体制」(同『荘園支配構造の研究』吉川弘文館、一九七八年、初出一九六七年)。
- (18) 『守光公記』 永正一〇年五月一日条・二日条。
- (19) 『守光公記』 永正一〇年五月四日条。当時の学問所が天皇の私的な対面の場であったことについては、藤田勝也「中世天皇御所における御学問所の成立と展開」(『日本建築学会計画系論文集』第五六〇号、二〇〇二年)が詳しい。
- (20) 『守光公記』 永正一〇年五月七日条。
- (21) 『守光公記』 永正一〇年五月一日条。
- (22) 『守光公記』 永正一〇年五月一六日条。
- (23) 『守光公記』 永正一〇年五月一七日条。
- (24) 『守光公記』 永正一〇年五月一八日条。
- (25) 『守光公記』 永正一〇年六月八日条。
- (26) 『守光公記』 永正一〇年五月二二日条・二六日条。
- (27) 前掲註(13) 岡野論文。
- (28) 『守光公記』 永正一〇年六月一七日条。
- (29) 『守光公記』 永正一〇年六月二〇日条。
- (30) 『守光公記』 永正一〇年六月一八日条。
- (31) 『守光公記』 永正一〇年六月二〇日条。
- (32) 『守光公記』 永正一〇年七月一九日条・二二日条・二四日条・二六日条。
- (33) 『守光公記』 永正一〇年八月二五日条。
- (34) 『守光公記』 永正一〇年九月五日条。
- (35) 拙稿「撰津守護代薬師寺氏の寄子編成」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一七年)。
- (36) 柴崎啓太「宇津氏の動向と鳥居家文書」(前掲註(13) 坂田編書)。なお、柴崎氏は宇津氏の初見を文亀三年(一五〇三)とするが、「賦引付」(『室町幕府引付史料集成』下巻四六頁)にて文明一五年(一四八三)には神護寺に二九貫文弱を貸し付けている。宇津次郎左衛門尉を確認できるので、早くから勢力を伸張させていた可能性が高い。
- (37) 『丹波国山国荘史料』七号。
- (38) 『丹波国山国荘史料』六号・一六五号・三三六号。
- (39) 前掲註(16) 柳澤論文。
- (40) 熱田順「中近世移行期における地域秩序の変容と村落」(『新しい歴史学のために』第二九八号、二〇二一年)。
- (41) 熱田順「山地領有の秩序と偽文書」(前掲註(10) 坂田編書)。坂田聡「由緒書と偽文書」(同『家と村社会の成立』高志書院、二〇一一年、初出二〇〇九年)。
- (42) 拙稿「戦国期畿内政治史と細川権力の展開」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一六年)。
- (43) 黒川正宏「丹波国山国荘の村落構造について」(同『中世惣村の諸問題』国書刊行会、一九八二年、初出一九六五年・一九六六年)。
- (44) 拙稿「六角定頼の対京都外交とその展開」(『日本史研究』第七一〇号、二〇二二年)。
- (45) 『蜷川家文書』二七〇号・五五六号や「親俊日記」天文七年正月一九日条(『続史料大成』一三三)など。高屋家については、吉永隆記「国人領主の在京活動」(『史学雑誌』第一二二編第八号、二〇一三年)および前掲註(44) 拙稿も参照されたい。
- (46) 『蜷川家文書』三七六号。
- (47) 『実隆公記』 大永三年九月六日条。
- (48) 『実隆公記』 永正八年五月一日条・大永四年三月八日条。
- (49) 『お湯殿の上の日記』 大永七年二月七日条。
- (50) 『お湯殿の上の日記』 大永七年五月二一日条・三〇日条。
- (51) 『守光公記』 永正九年五月一三日条。
- (52) 前掲註(17) 奥野著書・仲村論文。
- (53) 『守光公記』 永正九年一月八日条。
- (54) 『守光公記』 永正九年五月二三日条。
- (55) 『守光公記』 永正九年一月一三日条。
- (56) 『守光公記』 永正九年五月一六日条・一七日条・二三日条・二六日条・六月三日条。
- (57) 『守光公記』 永正九年一月八日条・一二日条。
- (58) 『守光公記』 永正九年一月二二日条。
- (59) 『実隆公記』 永正八年八月一六日条。
- (60) 拙稿「細川澄元陣営の再編と上洛戦」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一六年)。
- (61) 喜多文書(『戦三』二七七)。前掲註(60) 拙稿。
- (62) 賀茂別雷神社文書ⅡE―1―1207号(『戦三』二二九)。なお、原典にあたって翻刻を修正した。
- (63) 御結鎮銭については、須磨千頼「賀茂別雷神社の御結鎮銭について」(『アカデミア』

第四七・四八号、一九六五年)。

(64) 「聾盲記」永正一七年五月五日条・一日条〔続史料大成〕一八。「拾芥記」同日条〔改定史籍集覧〕第二四冊。

(65) 前掲註(4) 拙稿。

(66) 前掲註(60) 拙稿。

(67) 「聾盲記」永正一七年五月五日条・一日条。

(68) 「拾芥記」永正一七年五月五日条。

(69) 前掲註(8) 天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年) 一五頁。

(70) 「細川両家記」大永六年二月二日条・同七年二月九日条・二二日条。

(71) 疋田家本離宮八幡宮文書三七号〔大山崎町史〕史料編・「戦三」三七。

(72) 「水記」大永七年二月二日条。「嚴助往年記」同月二二日条〔改定史籍集覧〕第二五冊。

(73) 「言継卿記」大永七年二月一六日条。

(74) 「大永七年雜記」二月二日条〔石清水八幡宮社家文書〕。

(75) 「大永七年雜記」二月二日条〔戦三〕三六。

(76) 宝珠院文書〔戦三〕三三。

(77) 早島大祐「乾家と法華堂領莊園」(勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年)。前掲註(69) 天野『三好長慶』一八頁。

(78) 「細川両家記」大永六年二月二日条・同七年正月条。

(79) 「実隆公記」大永六年二月一日条・二二日条。「水記」大永六年二月一日条。

(80) 宝珠院文書〔戦三〕一〇六。拙稿「細川晴国陣營の再編と崩壊」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一三年)。

(81) 拙稿「堺公方」期の京都支配と柳本賢治」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一四年)。

(82) 木沢家については、拙稿「畠山家における奉書の展開と木沢家の出自」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一七年) および拙稿「木沢長政の政治的立場と軍事編成」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一七年)。

(83) 前掲註(81) 拙稿。中坊堯琛については、拙稿「細川晴元に対する交渉と取次」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一七年)。

(84) 立場が分裂したわけではないが、三好長逸・弓介父子を一对のものと前提したがゆえに次のような誤解もみられる。天野忠幸「三好長逸の息子『弓介』について」(前掲

註(8) 天野著書、初出二〇一三年) は、天文一八年(一五四九)七月から天文二〇

年三月頃に活動が確認できる三好弓介長虎と、永禄一〇年(一五六七)頃に活動が確

認できる三好兵庫助生長を同一人物とする。その根拠は、『言継卿記』永禄一〇年一〇

月二〇日条にみえる「三好兵庫助」が、『多聞院日記』永禄一〇年一〇月二三日条では

「日向息久介」とも呼称されていることにある。たしかに永禄四年の三好邸御成にあつ

ても、『蜷川家文書』七四七号などで三好弓介の名が確認できるので、生長が永禄一〇

年をさほど遡らない時期に久介から兵庫助へと改称したのは事実であろう。しかし、「如

意庵(寺)過去帳」(『文化財資料目録』第二集、西宮市教育委員会、二〇一九年、七頁) によると天文二〇年九月に三好弓介が没しているため、長逸も用いた弓介の呼称はま

ず長虎が継承し、彼の没後に生長へ受け継がれたとみるべきである。

(85) 拙稿「細川京兆家の内訌と京郊の土豪」(前掲註(12) 拙著、初出二〇一七年)。同「天

文十七年の細川邸御成と江口合戦」(『年報中世史研究』第四六号、二〇二一年)。

(86) 高木純一「山城国上久世荘における被官化状況と細川氏権力」(同「中世後期の京郊

莊園村落」吉川弘文館、二〇二一年、初出二〇一五年)。

(87) 拙稿「問題の所在と本書の構成」(前掲註(12) 拙著)。

(88) 「K」や「L」などにわずかに登場する。山国荘の由緒書や偽文書などについては、前掲註(10) 坂田編書などを参照されたい。

(89) この点については、拙稿「書評 坂田聡編『古文書の伝来と歴史の創造』」(『アーカイブズ研究』第三五号、二〇二一年) も参照されたい。

(90) 岡野友彦「料紙から見た山国の『偽文書』」(前掲註(10) 坂田編書)。なお、岡野氏

は「庄弾正為重」と誤読している。